

中国の「会社法」改正草案に対する考察 ～機関設計の改正と日系企業への影響～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪凌法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

2021年12月24日、全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委員会」という。）は「中華人民共和國会社法（改正草案）」（以下「改正草案」という。）を公開し、一般社会から意見を募った。

中国の会社法は、1993年の施行以来、今までに計4回改正されているが、全面的な改正は2005年だけであり、今回の改正草案の内容は会社法制度全般にわたることから、広く人々の関心を集めた。また会社法の改正は、全人代常務委員会の2022年の立法計画にも列記されており、近い将来、正式に公布されることが予想される。

改正草案の内容は、今後修正される可能性があるものの、外商投資法に基づき2024年末までに会社法に準拠した組織体制への変更を求められる日系企業にとっても影響があると思われる。そこで、改正草案のポイントは多岐に及ぶものの、今回のニュースレターでは主に、株主会、董事会、監事会といった会社機関の設計に関する改正草案の内容と日系企業への影響について簡単に解説する。

一、現行会社法の規定

1. 機関設計に関する主要モデル

会社の機関設計について、世界の主要な国ではおおそ「一層制」モデル又は「二層制」モデルが採用されている。「一層制」モデルでは、主に会社が株主総会の下に取締役会のみを設け、取締役会は業務執行のみならずその監督責任も負う。これに対し、「二層制」モデルでは、主に会社が株主総会の下に取締役会と監査役会を設け、取締役会は業務執行を行い、監査役会はその監督を担う。日本の場合は、「二層制」モデルに属する監査役会設置会社以外に、監督機能に特化したモニタリングモデルの取締役会に監督機能を担わせる指名委員会等設置会社や、監査等委員に選任された取締役に監査役のよう

な役割を期待する監査等委員会設置会社など「一層制」モデルに近い機関設定の選択肢もあり、折衷的な制度となっている。

2. 中国の現行制度

中国の会社法では、最高権力機関たる株主会が、董事会の構成員たる董事と監事会の構成員たる監事を選任し、原則として董事会及び監事会を設置する。また董事と監事は相互に兼任が禁止されており、基本的に「二層制」モデルをベースとしている。但し、「二層制」モデルをベースにしながらも、会社の業務に関する董事会決議を具体的に執行する機関として総経理を設けることができ、実務上、ほとんどの企業では総経理を設けている。総経理は董事会の構成員でなくてもよいが、董事会により選任及び解任されることから董事会に対して責任を負っており、また監事会による監督を受ける。

したがって、中国の現行会社法では、株主会が最高権力機関として会社の重要事項を決議する立場にあり、董事会は株主会決議を執行すると共に会社の業務執行に関する意思決定を行い、総経理に具体的業務を執行させ、監事会が独立した立場から董事会や総経理の業務執行を監督するという機関設計となっている。

さらに、中国の現行会社法では、その基本的なモデルを簡略化したものとして、特に①出資者の人数が少ない会社又は②経営規模の小さい会社については、董事会を設けずに1名の執行董事を置いた上で、執行董事が総経理を兼任することを許容している。またそのような会社については、監事会を設けず、1～2名の監事を置くことができる。

一般的に、会社の機関につき「一層制」又は「二層制」モデルのいずれを選択するかにつき、その背後には、会社経営における業務効率の追求か、あるいは業務の適正

性の確保かという考え方がある。近年、会社がその規模や経営方針に応じて、「二層制」モデルか、業務執行機関を中心とする「一層制」モデルかを選択できる制度とする国も増えている。例えば、日本の会社法において、上記の通り、取締役会設置会社の中で、従来型の監査役会設置会社以外に、法定の条件を満たせば指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社とすることも認められる。

以上に対し、中国の現行会社法では、これまで数回の改正を経ても、一貫して伝統的な「二層制」モデルを堅持していた。しかしながら、今回の改正草案では、後述のように、新たな機関設計に関する改正を規定している。

二、改正草案における機関設計に関する主な内容

改正草案では、会社の機関設計に関して、主に（１）監査委員会を通じた「一層制」モデルの導入、（２）董事会権限の法定範囲の撤廃、（３）経営規模に応じた機関設計の簡便化、（４）新たな従業員董事制度を定めている。

１．監査委員会を通じた「一層制」モデルの導入

改正草案第64条では、有限責任会社について、「会社の定款の規定に従って、董事会の中に董事により構成される監査委員会を設置して、会社の財務、会計に対する監督を担わせるとともに、会社定款が規定するその他の職権を行使させることができる。董事会の中に監査委員会を設置した有限責任会社は、監事会又は監事を置かなくともよい。」と規定されている。また株式有限会社については、基本的に有限責任会社と同様の制度を前提としつつも、監査委員会を設置した場合、その構成員の過半数が非執行董事である場合に限り、監事会又は監事を置かなくともよいとされている（同第125条）。

上記の規定では、監事会又は監事になる組織として監査委員会の設置を認め、かつ董事をその構成員とすることにより同委員会を董事会の内部機関と位置付けており、「一層制」モデルを意図したものと見える。

但し、注意すべき点として、株式有限会社については、監事会又は監事を設けない前提条件として「過半数が非執行董事である」ことが要求されている。これに対し、有限責任会社の監査委員会の構成員について、董事の職務制限等を通じて一定の独立性を備えることは、特段要求されていない。

２．董事会権限の法定範囲の撤廃

（１）権限の法定範囲の撤廃

改正草案第62条では、有限責任会社について「董事会は会社の執行機関であり、本法及び会社定款に株主会の職権に属すると規定されている職権以外の職権を行使する。会社定款における董事会の権限の制限は善意の相手方に対抗できない。」と規定されている。この改正内容については、特段の意味はないと解釈する意見もあるが、それは実は誤解と思われる。

現行の会社法上、董事会の権限は具体的に列挙されており、その他の権限については定款で付与すると規定されているため、定款で具体的に追加されない限り、董事会の権限は会社法で列挙された範囲に限定される。しかし、実際の会社経営の場面では、広範な業務執行に関する意思決定と具体的な執行が求められる局面が珍しくなく、現行制度の下では、却って会社運営の効率性を妨げる結果となることもあった。そのため、今回の改正草案では、董事会の執行機関としての地位を明確にした上で、会社法及び定款に基づき株主会の権限事項とされたものを除けば、広範な業務執行に関する権限を董事会に委ねたと考えられる。このことは、会社の定款で董事会の権限を制限したとしても、善意の相手方には当該制限に対抗できないとしたことからうかがえる。

（２）業務執行機関内の役割分担の柔軟化

業務執行機関に関する改正内容として注目すべきもう一つのポイントは、改正草案第69条で、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、総経理の権限について、現行会社法で列挙されていた法定権限事由を削除し、会社の定款の定め又は董事会の授権に基づき行使するものとしたことである。すなわち、現行会社法のように、董事会と総経理の権限を各々列挙することは一見すると権限分配が明確であるが、他方で、会社の具体的な状況に応じた両者の権限分配を妨げる要因にもなっていた。そのため、改正草案では、業務執行に関する権限を全般的に董事会に委ねるとともに、日常業務の執行を担う総経理の権限についても、株主会において定める定款及び董事会の授権によって会社自身で決定できる仕組みとした。

したがって、将来、もし改正草案が可決された場合には、株主会が会社法及び定款により留保する職権以外は、董事会が業務執行に関する権限を全般的に掌握し、その一部を総経理に授権することもできる。このことから、今後、董事会が会社の業務執行においてより中心的な役

割を果たすことが予想される。

3. 経営規模に応じた機関設計の簡便化

現行会社法では、①出資者人数が少ない会社又は②会社の規模が小さい有限責任会社では、董事会や監事会を設けず、1名の執行董事や1～2名の監事を設けることができた。これに対し、多くの株主を予定する株式有限会社ではこのような制度は設けられていなかった。

今回の改正草案では、まず上記3. ①の出資者人数の多寡という条件を撤廃した。さらに、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、会社の規模が小さい場合には、董事会の代わりに1名の董事又は総経理を設け、監事会の代わりに1～2名の監事を設けることが認められた。

なお、現行会社法上、有限責任会社では一人株主（すなわち100%独資）の場合には株主会を設けないものとされていたが、今回の改正草案では一人株主に関する規定が全て削除されており、株主会の設置が必要になるものと予想される。

4. 新たな従業員董事制度

現行会社法では、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が出資する有限責任会社に限り、会社の従業員代表を董事会の構成員として入れることが義務付けられ、その他の会社については各会社の任意の判断に委ねられていた。そのため、国有企業等との合併会社といった状況でなければ、通常、日系企業が従業員代表を董事会の構成員とすることはなかった。

これに対し、今回の改正草案第63条では、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、従業員が300人を超える場合は、その董事会に会社の従業員代表を入れることが義務付けられている。このような従業員代表の業務執行機関への参画は、日本の会社法では見られないが、従業員の利益の確保や監督機能といった観点からドイツやフランス等の会社法でも採用されている。

三、日系企業へ予想される影響

もし上記内容に沿った改正草案が正式に公布されると様々な影響が出てくるが、日系企業の現状に照らすと、少なくとも董事会や監事制度に対し、以下のような影響が予想される。

1. 董事会への影響

日系企業の実際の経営活動を見ると、現状でも董事会が業務執行に関する主導的役割を果たすことは多い。もっとも、改正草案によって、株主会の法定権限事項と定款記載事項以外の権限が董事会に委ねられると、董事会

での決議及び執行範囲は大幅に拡大する。その結果、董事会の構成員数、招集、開催及び決議条件に関する仕組み作りが今まで以上に重要になると思われる。特に中国企業との合併企業の場合には、自社がマジョリティ出資者か若しくはマイノリティ出資者かで董事会の構成や決議構造は大きく変わってくる。さらに、従業員が300人を超える会社には従業員代表が董事会の構成員に加わることになるため、当該条件を満たす日系企業にとっては従業員代表の立場も考慮した董事会の運営が必要となる。

董事会と総経理の関係については、大部分の日系企業では総経理も董事会の構成員としており、董事会と総経理の行動が大きく分かれることは考えにくい。もっとも、改正草案により総経理の権限を定款又は董事会の権限で全面的に設定できるようになると、業務執行における中心的役割を果たす董事会の意向に沿った権限分配が容易になることが予想される。

2. 監事制度への影響

少なくとも現状の日系企業に関していえば、監事会を設置している企業は少なく、1～2名の監事を置く会社が大多数と思われる。主な理由としては、現行会社法では出資者数が少ない場合に監事会の設置は義務ではないこと、監事会は3人以上の構成員が必要で、かつ3分の1を従業員代表とする必要があることが挙げられる。

しかしながら、改正草案では、監事会の不設置に関する出資者数の条件が撤廃されており、同改正草案がそのまま正式公布されると、一定規模以上の日系企業には監事会の設置が義務付けられることになる。これは「二層制」モデルに基づく監督機能の強化という観点からはメリットがある。もっとも、監事会を設置するときは、構成員の3分の1を従業員代表とする必要があり、日系企業の中には新たな監事会の設置に躊躇する企業も少なくないと思われる。この点、中国の場合、従業員代表といっても会社と対立的な代表とは限らず、実際には、部長級の管理職が従業員代表に就任することも珍しくなく、従業員と会社の橋渡しの役割を担う人材も多いが、これまでの実務の状況に照らすと、日系企業が積極的に監事会の設置を進める可能性はそれほど高いとはいえない。また今回の改正草案では、董事会の中に董事を構成員とする監査委員会を設置することで監事会及び監事の設置が免除されることから、今後、もし改正草案がそのまま正式公布されると、ひょっとすると日系企業の中では、「一層制」モデルを念頭に置いた機関設計が進んでいく

可能性もあると思われる。

四、最後に

日系企業を含む外商投資企業は、2024年末までに中国の会社法に沿った社内機関を構築する必要があり、中国現地法人の持分構成変動や組織再編事案等では、会社法

に照らした定款や機関設計の検討が必須となっている。そして、現時点では草案レベルに過ぎないものの、今後は、中国会社法制度の大きな改正の波が予想されることも頭の片隅に置きつつ、中国現地法人の体制作りを進めていく必要があるように思われる。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。